

平成25年10月10日

大阪市教育委員会

教育長 永井 哲郎 様

全国連合小学校長会長 堀竹 充

平成25年度「全国学力・学習状況調査」における
学校別の調査結果の開示についての意見

平成25年10月5日付産経新聞によりますと、大阪市教育委員会は、平成25年度全国学力・学習状況調査の学校別平均正答率を公表するよう、小規模を除く大阪市の全小中学校に要請する方針で調整しているとの報道がされました。そして、8日、9日付の主な新聞報道によりますと8日に開催された貴教育委員会で平成25年度「全国学力・学習状況調査」における学校別平均正答率等の調査結果を学校運営の管理規則の改正によって原則公開させるとの決定を行ったとありました。

今回の全国学力・学習状況調査の実施要領では、調査結果の取り扱いに関する配慮事項の中で以下のように記されております。

- (イ) 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。
- (ウ) 学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。
- (エ) 調査結果の公表にあたっては、本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部であることなどを明示すること。また、学校の教育活動の取組の状況や調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。
- さらに、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。

学校が主体となって、自校の調査結果を公表することは校長の判断によって行われるもので、全連小といたしましても校長の判断を尊重するものであります。しかしながら、今回の貴教育委員会の決定は、学校管理規則の改正によって校長に調査結果を公表させようとするもので、実施要領には抵触しない形を取りながらも、実質的には、貴教育委員会による学校別の調査結果の公表を行うものと判断せざるを得ないと考えます。そして、この決定は、文部科学省が定めた実施要領を逸脱したものであり、全連小といたしましても遺憾であると考えるところです。また、校長が公表を拒めば、処分の対象になると貴教育委員会が判断をしているとの報道もあります。このことは、各学校の状況を考えながら、自校の学校改善を図ろうと努力している校長の学校経営意欲を失わせるものと考えます。

今回の学力・学習状況調査における都道府県単位の調査結果の公表においてすら、報道機関等による序列化報道が定例化し、地域イメージの失墜を引き起こしたり、テスト結果の向上だけをねらった近視眼的な教育施策の跳梁を招いたりしている実態があることはご承知のとおりです。

ましてや、学校別の結果公表がなされた場合には、各学校の序列が、その学校・地域の歴史・環境等の諸条件と切り離された地平で一人歩きをし、その説明責任を学校が負わなければなりません。

こうした、学校の自助努力ではまかないきれない問題に対して、今回の貴教育委員会の決定により学校別の結果が公表された場合、どのような手立てをお考えなのでしょうか。

また、今回の貴教育委員会の判断が全国的に報道された場合には、一市の問題ではなく、全国的な影響を与えるものであることをご認識いただきたいと思えます。

すでに、ご承知のこととは存じますが、全国学力学習状況調査の目的は以下の二点に集約できます。

- ・各地域・教育委員会が、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育政策の検証・改善に役立てること。
- ・各学校が、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育指導や学習状況の改善に役立てること。

この趣旨に基づき、いずれの学校においても、自校の児童生徒の学力・学習状況の成果や課題を把握し、教育指導の改善に継続的に努めてきていることは論を待ちません。

是非、各学校の学力向上等の努力に対して、この実施目的に沿った形で、貴教育委員会がご支援されますことをお願い申し上げますとともに学校別の調査結果の公表につきましては、慎重な判断をされますことを求めます。